

◆◆障害基礎年金を受ける要件◆◆

障害基礎年金を請求するには、次の3つの要件を満たす必要があります。

- 初診日（障がいの原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）に国民年金に加入している（または国民年金に加入していたことがあり老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有している）こと。
- 一定の障がいの状態にあること
 障がいの程度が現在および障害認定日（初診日から起算して1年6か月を経過した日、または症状が固定した日）において国民年金法施行令で定める1級または2級の障がいの状態になっていること。
 ※障がいの状態は身体障害者手帳等の等級と基準が異なります
- 一定の保険料の納付があること（アまたはイに該当すること）
 - ア) 初診日の前日において、初診日の月の前々月までの年金加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
 - イ) 初診日の前日において、初診日の月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

◆◆20歳前に初診日がある場合の障がい◆◆

20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、障がいの程度が国民年金法施行令で定める1級または2級に該当する障がいの状態であれば、障害基礎年金を請求し受給することができます。ただし、所得制限が設けられているため、本人の所得によって一部または全額が支給停止になる場合があります。

◆◆障がいの程度が変わったとき◆◆

障害年金の額は、障がいの程度によって異なります。障がいが重くなったときは、現在受けている障害年金の額（障害等級）の改定請求ができます。

請求ができる時期 ※次の①または②を過ぎていないと請求できません

- ①障害年金を受ける権利（受給権）が発生した日から1年を経過した日
- ②障がいの程度の審査を受けた日から1年を経過した日

*障がいの程度が明らかに重くなった場合は、1年を待たずに請求可能です。

◆◆年金額（平成26年度の額）◆◆

【1級】966,000円（2級障がいの1.25倍）／【2級】772,800円（老齢基礎年金の満額と同額）

《子の加算額》

障害基礎年金を受けられるようになったときに、その方によって生計維持されている子（18歳の誕生日以後、最初の3月31日までにいる子、または20歳未満で障がいの程度が1級もしくは2級の状態にある子）がいるときには、次の額が子一人当たり加算されます。

【1～2人目】各222,400円／【3人目以降】各74,100円

*児童扶養手当支給対象者は、「子の加算」と比較して高い方を選択します。

◆◆相談・請求先◆◆

相談・請求先の窓口は、**初診日に加入していた年金**によって異なります。

初診日に加入していた年金制度等	相談・請求先
国民年金／20歳前／60歳以上65歳未満の国内居住者（老齢基礎年金を受けていない方）など	市役所国保年金課 年金G 内線 105、106
厚生年金／国民年金第3号被保険者など	土浦年金事務所 ☎ 029-824-7169
共済組合	所属の共済組合